

様式2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和6年 9月 20日

（ご意見標題） 北部・中部 建築班について

（担当課） 建築指導課

（ご意見要約）

建築班の窓口対応時間を見直してほしい

（回 答）

ご意見ありがとうございます。

県内における各土木事務所建築班の窓口対応時間につきましては、午前9時30分から11時30分まで、午後1時から4時までとさせていただいているところです。

これは、働き方改革関連法の施行に伴う時間外労働の上限規制が導入されたことにより、窓口対応時間を集約することで申請側及び審査側双方の時間外労働の削減を図ることを主目的としており、建築班職員の審査時間を確保することで、審査期間の短縮化や相談等に対する回答の迅速化を図り、県民へのサービス向上を目指すものとして、令和2年7月から運用しております。

なお、違反建築物や事故等の緊急的な対応が必要な場合は、窓口において柔軟に対応することとしており、いただいたご意見につきましては行政サービス向上に向けて各土木事務所に情報共有させていただきますので、土木事務所建築班の窓口対応時間の運用について、ご理解くださいますようお願い申し上げます。